

沖縄県障害者の生涯学習に関する実態調査業務委託仕様書

1 委託業務の名称

沖縄県障害者の生涯学習に関する実態調査

2 目的

沖縄県における障害当事者の生涯学習に関する意識及び障害者の生涯学習支援を担当する各市町村担当課等の取組状況等を調査し、今後の障害者の生涯学習支援施策の立案に役立てるための基礎資料を得ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで

4 調査の概要

(1) 調査対象者及び対象者数

- ① 県内在住の18歳以上の障害者・・・1,000人
- ② 県内各市町村障害者学習支援担当課及び生涯学習・社会教育担当課・・・61課

(2) 調査方法

① 郵送調査（上記(1)①のみを対象とする）

県内の障害福祉サービス事業所の中から200事業所を抽出し、各事業所に5名分の調査票を送付する。回答済みの調査票は、記入者が調査票用個別封筒に封入のうえ事業所へ提出し、事業所が返信用封筒に取りまとめて受託者へ返送する。なお、返送に要する費用は、受託者の負担とする。

② Web調査（上記(1)②のみを対象とする）

受託者は設問設計及び回答結果の分析を行う。Web上の回答フォームの構築、対象市町村への調査協力依頼、回答の回収は沖縄県が行い、c s vデータで受託者へ提供する。

(3) 想定回収率 40%

(4) 標本抽出法 層化無作為抽出法

※ 対象となる障害福祉サービス事業所は、沖縄県指定の障害福祉サービス事業所及び那覇市指定の障害福祉サービス事業所とする。

(5) 設問数

①、②とも45問程度（A4・両面・8ページ以内）、自由記述は5問以内

文部科学省が令和4年度に実施した類似の調査を参考として受託者において設問設計を行い、沖縄県と協議（オンライン可）の上決定する。

5 業務内容及びスケジュール（予定）

本業務の大まかな業務内容及びスケジュールは概ね次表に示すとおりとし、受託者は履行期間内に業務を完了するよう業務計画書を作成し、沖縄県の確認を得ること。

また、本業務を正確かつ円滑に遂行するため、類似する案件の業務経験を有する技術者を配置するとともに、業務責任者を定め、沖縄県との協議・事務調整に応ずることができる体制を整え、業務実施体制表を沖縄県に提出すること。

業務内容	時期
(1) 調査準備・設問設計 ① 県内の障害福祉サービス事業所の中から調査協力事業所（200事業所）を選定 ② 調査対象リスト（送付先事業所リスト）の作成	8月中旬 ～9月中旬
(2) 調査準備 ① 調査票の作成、印刷	9月中旬 ～10月上旬

・調査票の内容等については、沖縄県と受託者で協議し、決定する。 ② 調査票発送用及び回収用封筒の印刷（発送用封筒：角形2号、調査票用個別封筒：長形3号、返信用封筒：角形2号、1色） ③ 礼状兼督促状の印刷（ハガキ、1色）	
(3) 調査の実施 ① 調査票を調査協力事業所宛てに送付 ② 返送された調査票の整理 ③ 礼状及び督促状の送付（※送付先は調査協力事業所宛てとする）	10月上旬 ～11月下旬
(4) 調査票の集計、分析 ① 回答内容のデータ入力、単純集計、属性別クロス集計 ② 質問間クロス集計及び集計結果の分析	12月上旬 ～1月上旬
(5) 調査報告書の作成 ① 沖縄県障害者の生涯学習に関する実態調査報告書の原稿作成 ・集計結果を分析し、調査項目毎に解説を行う。 ・適切な図表やグラフを用いて視覚的にわかりやすくなるように工夫する。 ・報告書の作成に当たっては、令和5年度実施の「学校給食実態調査」調査報告書等の過去に沖縄県が実施した調査に関する報告書を参考にすること。 ・報告書の作成に当たり、3回程度の協議（オンライン可）を行う。	1月中旬 ～2月26日

6 着手時及び完了時の提出書類

受託者は、本業務の着手時には以下の(1)、(2)及び(3)の書類を、完了時には(4)の書類と「9 成果品」に示す一切を併せて提出しなければならないほか、沖縄県が必要と認めるその他の書類について、沖縄県の求めに応じて提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 業務計画書
- (3) 業務実施体制表
- (4) 完了報告書及び納品書

7 経費等

- (1) 「5 業務内容及びスケジュール（予定）」に示す業務及び打ち合わせ等に係る経費等、本業務の遂行に当たって要する費用はすべて受託者の負担とする。
- (2) 一般管理費は、（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10/100以内とする。

8 委託料の支払い

委託業務完了後の精算払いとする。

9 成果品

- (1) 沖縄県障害者の生涯学習に関する実態調査報告書（50ページ程度）の電子データ（PDF形式及びワード、エクセル等編集可能なデータ形式）
※報告書の印刷は行わない。
- (2) 集計データ、素データ等の電子データ（エクセル等編集可能なデータ形式）
- (3) 回収済調査票原本

10 個人情報保護

個人情報の収集、利用及び管理については、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」の趣旨を踏まえ、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、毀損等を防止するとともに、安全確保の措置を講ずること。

11 著作権及び所有権

成果品の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務の実施に当たり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理すること。

12 再委託の制限

以下の(1)から(3)に定める業務以外の業務の履行を第三者に委任し、又は請負わせることはできない。業務の履行を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面により沖縄県の承認を得なければならない。ただし、(1)から(3)に定める業務を委任し、又は請負わせるときはその限りでない。

- (1) 資料等の複写、印刷、製本
- (2) 物品の輸送、発送
- (3) データの入力

13 その他

本仕様書に記載のない事項については、沖縄県と受託者の協議により処理方法を決定する。沖縄県と受託者が協議を行う場合には、受託者側は必ず業務責任者が参加するものとする。協議内容は受託者の責任において議事録を作成し、沖縄県の確認を受けなければならない。